

## 災害 (3)

### 2016年熊本地震における要介護高齢者の避難対策と介護保険制度の課題

熊本県庁

認知症対策・地域ケア推進課 澤田 光

#### 1 目的

本報告の目的は、2016年熊本地震における要介護（支援）高齢者の避難の実態を通じて、要介護（支援）高齢者を初めとした一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするような者の避難対策について、社会学の視点から介護保険制度に対する検証と評価を行うものである。換言すれば、大規模災害における高齢者の避難対策に係る介護保険制度の有効性を検証し、今後起こり得る災害に対する備えのための一助となるために報告するものである。

#### 2 方法

発災直後から行われた次の調査結果をもとに、直下型地震による大規模災害における高齢者の避難対策に係る介護保険制度の有効性を検証する。熊本県では、県内のサービス事業所において、被災した要介護高齢者の受入がどのように行われたのかを、4月14日の前震から6月1日までの状況について調査が行われた。この調査は、サービス事業所に対してだけでなく、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対しても同様に行われ、要介護高齢者を支援する両方の立場から、被災時の要介護（支援）高齢者の動向の検証を試みたものである。

#### 3 結果

震災被害の大きかった市町村の周辺市町村でショートステイの受入が可能であったことや、余震が長期化したことなどから、やむを得ず利用限度額を超えてショートステイを利用した事例が多数発生していた。（県内でショートステイの受入が超過した施設は、1/4以上あった）。震災時には、介護老人福祉施設では超過人員についての柔軟な取扱いができたが、実際に入所の定員超過が行われたのは5施設しかなかった。ところがその影響で、想定外のショートステイの長期化により、支給限度額を超えた者が200名前後となる実態が生じた。支給限度額を超えた分の利用料は全額10割負担となり、避難者にとって大きな経済的負担となる。そこで熊本県では、厚生労働省及び内閣府と協議の末、要介護の方については、緊急避難入所者として、介護老人福祉施設の緊急入所として取り扱い、要支援の方については、介護老人福祉施設を後付けで「福祉避難所」として指定することにより、いずれも利用限度額を超えないようにする対応を行った。

#### 4 結論

今回の調査結果と対応から、介護保険制度と災害救助法との連携、及び、平常時から広域での災害対応の想定が重要であることが浮かび上がった。被災の酷い市町村では、施設や福祉避難所に予定していた建物自体が被災してしまうため、単独自治体での対計画は実行不可能となる。また、何とか被災を免れたとしても、避難を求める一般市民が押し寄せ、福祉避難所としての機能を十分に果たすことが出来なかった。大規模災害における災害救助法と介護保険制度との制度横断的な要援護者救済の仕組みの構築が急がれる。また、そのことは、障害や児童など他の福祉制度においても同様であり、併せて広域的な対応の仕組みが必要であることも付言しておきたい。